報告第１６号

報告第十六号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和八年十一月二十四日

江戸川区長　斉藤　猛

報告第１６号

議決を得た契約の契約変更調書

工事件名		契約の相手方	契約年月日 （ ）内工期	変更前契約金額	契約変更 年月日	変更後契約金額（変更増減額）	説明
建築工事	東葛西コミュニティ会館機械設備改修工事	東京セントラルエアコン株式会社 代表取締役 坂根　尚樹	7.10.27 (207日間)	円 338,800,000	今回 8.9.1	円 345,884,000（7,084,000） (2.1%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、インフレスライド条項に基づき変更したこと及び猛暑による作業不能日数の発生に伴い、労務費の補正を行ったことによる増
	江戸川区立上小岩小学校改築に伴う電気設備工事	江戸川電気工業株式会社 代表取締役 福澤　輝美	7.10.27 (1,051日間)	円 619,850,000	今回 8.10.14	円 620,532,000（682,000） (0.1%)	避雷設備の構造に係る建設省告示が改正されたことに伴い、雷保護設備の仕様を当該告示に適合するものに変更したことによる増